

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 18 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」  
（令和 3 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）（別添）

(別添)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」(令和3年3月5日付け保医発 0305 第1号)

正	誤
<p>1～4 (略)</p> <p>5 関係通知の一部改正について</p> <p>「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びプロスマブ製剤」を「、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファールゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファールゼ アルファ製剤、ガルスルファールゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。</p> <p>別添3区分01(5)イ中「及びプロスマブ製剤」を「、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファールゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファールゼ アルファ製剤、ガルスルファールゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 関係通知の一部改正について</p> <p>「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びプロスマブ製剤」を「、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファールゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファールゼ アルファ製剤、ガルスルファールゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。</p> <p>別添3区分01(5)イ中「及びプロスマブ製剤」を「、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファールゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファールゼ アルファ製剤、ガルスルファールゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。</p> <p><u>別添3別表2中「及びプロスマブ製剤」を「、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、</u></p>

(削除)

アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤 アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。

別添3別表3中「プロスマブ製剤」の次に「アガルシダーゼ アルファ製剤」、「アガルシダーゼ ベータ製剤」、「アルグルコシダーゼ アルファ製剤」、「イデュルスルファーゼ製剤」、「イミグルセラール製剤」、「エロスルファーゼ アルファ製剤」、「ガルスルファーゼ製剤」、「セベリパーゼ アルファ製剤」、「ベラグルセラール製剤 アルファ製剤」及び「ラロニダーゼ製剤」を加える。

(下線部分が訂正部分)